

令和４年度小城市立小中学校外国語講師（ＡＬＴ）派遣業務公募プロポーザル実施要領

１．目 的

小城市では、国際化・情報化社会に対応するための教育施策の一環として、市内小中学校を対象とした英語教育事業によって、児童生徒の英語教育及び国際理解教育の向上を図ってきました。今後のこどもたちのコミュニケーション能力等の資質向上を図るためにも、英語教育事業を継続、発展させることが必要です。この英語教育事業の中心となるＡＬＴの活用においては、民間企業の特性を十分に生かすことができるＡＬＴの派遣業務として業務委託します。そこで、公募型プロポーザル（企画提案）方式によって受託業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２．業務内容

業務委託内容の詳細は、「令和４年度小城市立小中学校外国語講師（ＡＬＴ）派遣業務仕様書」による。

３．委託期間

令和４年９月１日から令和７年７月３１日まで（長期継続契約）

４．見積限度額

95,550,000 円 以内（消費税及び地方消費税額は含まず）

５．プロポーザルに係る日程等

項目	期日	備考
プロポーザル参加表明書 提出締切	令和４年６月７日（火） 午後４時	持参または郵送
質問書受付期限	令和４年６月８日（水） 午後４時	電子メールで受付
質問書に対する回答期限	令和４年６月９日（木）	参加資格に関する事：ホームページで公表 企画提案書に関する事：電子メールで通知
プロポーザル資格審査確認 結果の通知	令和４年６月２１日（火） 予定	電子メール及び文書で通知
企画提案書受付締切	令和４年６月２８日（火） 午後４時	持参または郵送
プレゼンテーション審査	令和４年７月上旬予定	電子メール及び文書で通知
プロポーザル審査結果の通知	令和４年７月１１日（月） 予定	電子メール及び文書で通知
契約締結	令和４年７月下旬予定	

６．公募の周知方法

- （１）期間 令和４年５月２４日（火）～令和４年６月７日（火）
- （２）実施方法 小城市ホームページに掲載

7. 事務局（質疑書及び申請書並びに提出書類の提出先）

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市教育委員会教育総務課学事係（直通）0952-37-6130（FAX）0952-37-6167

（E-mail） kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp

8. 参加者の資格要件

応募資格を有する者は、公告日現在において、次に掲げる（1）～（5）の要件を全て満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （2）公募開始日において、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- （3）過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）において、ALT の請負業務や派遣業務を受託した実績を有していること。
- （4）小城市暴力団排除条例（平成 24 年小城市条例第 8 条）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。
- （5）参加者は、候補者選定までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

9. 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受けないものとする。

（1）プロポーザル参加表明書の提出方法

①受付期間 令和 4 年 5 月 24 日（火）～令和 4 年 6 月 7 日（火）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 4 時まで

②提出場所 小城市教育委員会教育総務課（小城市役所東館 2 階）

③提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

④提出期限 令和 4 年 6 月 7 日（火） 午後 4 時（必着）

⑤提出書類

（ア）プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

（イ）誓約書（別紙 1）

（ウ）過去 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）において、ALT の請負または派遣業務を受託した実績がわかる資料（契約書（写）など）

※小城市の入札参加資格審査申請受付簿に登載されていない者は、以下の書類を合わせて提出すること。

（エ）履歴事項全部証明書（法人のみ、申込日前 3 ヶ月以内のもの、写し可。）

（オ）身分証明書の写し（個人のみ、申込日前 3 ヶ月以内のもの、写し可。）

（カ）消費税及び地方消費税の未納がない証明書（申込日前 3 ヶ月以内のもの、写し可。）

（キ）小城市税の未納がない証明書（申込日前 3 ヶ月以内のもの、写し可。）

（ク）業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(ケ) 財務諸表類(直近1年度のみ。)又は青色申告書等

⑥提出部数1部

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

①通知先 プロポーザル参加表明書の提出者全て

②通知方法 様式第2号による書面通知

③通知時期 令和4年6月21日(火)までに通知予定

10. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

①提案書等の提出について(別紙2)

②企画提案書(任意の様式)

③見積書及び内訳明細書(任意の様式)

・任意の見積書及び内訳明細書を各1通作成して、封入し封印すること。

(2) 作成に当たっての注意事項

・別紙4のとおり

(3) 提出方法等

①提出期限 令和4年6月28日(火) 午後4時(必着)

②提出場所 小城市教育委員会 教育総務課(小城市役所東館2階)

③提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。)

11. 審査方法および評価基準

候補者の選定は、選定委員会(以下「委員会」という。)において、下記の要領で行う。

(1) 審査方法

提出された企画提案書等により審査を行う。

なお、全ての参加資格者に対し、ヒアリング等実施通知書(様式第3号)により通知を行い、プレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

①令和4年7月上旬にプレゼンテーションを予定し、時間及び会場は別途通知する。

②プレゼンテーションにあたって、企画提案書(副本)の内容をパソコンで説明できる環境を準備する。使用するデータは、参加者が媒体(USB)で準備すること。

③プレゼンテーション時の時間は、40分(説明25分以内、質疑応答15分程度)とする。
(準備に要する時間は、別途確保する。)

④プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、企画提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

⑤プレゼンテーションの順番は、参加表明書の届け出順とする。

(3) 評価基準

別紙5のとおり

(4) 選定方法

①選定委員は評価基準に基づき企画提案書の内容を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価得点の総得点を

元に総合評価の順位を決定し最優秀提案者を選定する。

なお、選定において各選定委員の合計評価点の100分の70に満たない場合は、候補者として選定しない。

②提案者が1事業者の場合であっても、本要領及び当該仕様書に照らし合わせ、委員会において審査を行う。

③評価点の総得点と同点だった場合、最優秀提案者は、委員長の決するものとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については様式第4号で個別に通知するとともに、小城市ホームページで最優秀提案者及び次点者の氏名及び所属事務所名等を公表する。

12. 質問の受付等

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、令和4年6月8日（水）までに、E-mailで受け付ける。質問に関しては質問書（別紙3）を使用すること。

質疑等への回答は、令和4年6月9日（木）までに以下の方法で行う。

- ・参加資格に関する事：ホームページで公表。
- ・企画提案書に関する事：電子メールで参加表明者すべてに回答。

13. 失格事項

- (1) 提出期間を超過して書類の提出があった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき
- (4) その他本要領に違反又は不正な行為があったと認められる場合

14. 契約の締結

選定委員会で選定された最優秀提案者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結します。ただし、最優秀提案者との協議が不調、または最優秀提案者の辞退がある場合は、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行います。

15. その他

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出、または差替えは認められない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者について1案とする。
- (5) 提出書類等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）の提出すること。
- (6) プロポーザル参加に係る経費のすべては、参加申請者の負担とする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、小城市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

なお、小城市が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で利用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。